

**白井市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱状交付式
及び 令和6年度第1回白井市廃棄物減量等推進審議会
〈議事概要〉**

日 時：令和6年11月12日（火） 午前10時00分から11時50分まで

場 所：白井市保健福祉センター3階 団体活動室1・2

出席委員：13名

鬼沢良子 会長、山谷修作 副会長、梶山正信 委員、山本伴次 委員、佐久間仁宣 委員、津覇浩一 委員、水谷義一 委員、生田目千鶴子 委員、井川芳枝 委員、田中絵里 委員、吉村正之 委員、久本牧江 委員、岡村隆 委員

欠席委員：0名

傍聴者：2名

1 開会

2 委嘱状交付式

(1) 委嘱状交付

新たに白井市廃棄物減量等推進審議会の委員となる方へ笠井市長から委嘱状を交付した。

(任期：令和6年11月12日～令和9年11月11日)

(2) 市長あいさつ

- 委員の皆様方には、廃棄物等の減量化対策に、様々な助言、アドバイスをお願いしたいと思います。
- 白井市は、都心から近く緑に恵まれており、現在は62,500人弱の人口を抱えています。
- 現在の中間処理施設は印西市にあり、昭和61年稼働から30年以上が経過しているため、次期中間処理施設の建設に向けて、準備をしているところで、令和10年度に稼働予定となっています。
- SDGsやゼロカーボンにおいて、地球温暖化や資源の再利用が喫緊の課題となっています。
- ごみの減量を推進することは、これらに対応するとともに、処分費が減少することで違うことに予算を配分することができる、地球温暖化や資源の循環など、市民生活に直結する大きな課題だと捉えています。
- これを実現するためには、市民、事業者、行政が一体となって、それぞれの役割分担のもとで対策をすすめていかなければなりません。
- この会議では、事業者、専門家、市民、様々な立場から様々なご意見をいただき、循環型社会、気候変動に貢献できるようなごみの減量化を、皆様のご意見を確認しながら、市として進めていきたいと思っております。
- 令和4年4月にプラ新法が施行されたため一括回収に向けて準備を進めているところですが、そちらにつきましても、皆様の生活にとって身近な問題となりますので、様々なご意見をいただきたいと思います。

(3) 委員自己紹介

委員から自己紹介。

(4) 事務局紹介

事務局職員を紹介。

3 令和6年度第1回白井市廃棄物減量等推進審議会

【事務局】

- 出席委員は委員13名中、13名であり、白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第2条第5項の規定による会議開催の条件（過半数の出席）を満たしているため、ただいまから会議を開催します。
- 本会議は、白井市審議会等の会議の公開に関する指針により原則公開とされており、本日の議題には非公開情報がないため、全て公開といたします。
- 本日の議事進行については、本来であれば規定により会長が会務を総理することとされていますが、委嘱後初めての会議となるため、会長が選任されるまでは事務局で進めさせていただきますので御了承ください。

(1) 会長の選出について

(審議会の組織・運営を含め、会長の役割等について事務局説明)

【事務局】

- ・ 会長は、白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第2条第1項により、委員の互選により定めることとされております。立候補又は推薦等がありましたらお願いいたします。

(立候補及び推薦なし)

- ・ 立候補及び推薦等が無いようですので、事務局から鬼沢委員を提案させていただきます。
- ・ 鬼沢委員は、循環型社会づくりの活動をつなぎ、市民、事業者、行政の連携・協働による持続可能な社会の実現を目指すNPO法人の代表として尽力されており、継続して本審議会にも就任いただいていることから、会長職として適任であると考えます。
- ・ 鬼沢委員を会長とすることについて、賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

- ・ 賛成多数となりましたので、鬼沢委員を会長とすることに決定します。
- ・ それでは規則により、以降の進行を会長にお願いいたします。

【会長】

- ただいま選任いただきました鬼沢です。僭越ながら会長を務めさせていただきます。皆様ぜひ忌憚のない意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- それでは次第に従いまして進行させていただきます。

(2) 副会長の選出について

【会長】

- 副会長の選出について、先ほど説明にあったとおり、副会長についても委員の互選により定めることとされております。立候補又は推薦はございますか。
- 立候補、推薦が無いようであれば、事務局から提案はありますか。

【事務局】

- 事務局からは、山谷委員を提案させていただきます。
- 山谷委員は、環境政策分野の専門家であり、多くの行政機関の廃棄物関連の委員を歴任されています。また、前期も当審議会の副会長に就任いただいております。本市の状況について把握されていることから、副会長職に適任であると考えます。

【会長】

- ただいま事務局から山谷委員が適任との提案がありましたが、皆さまいかがでしょうか。
- 異議等ございませんでしょうか。

(異議なし)

- それでは、山谷委員を副会長とすることに決定します。山谷委員、前期に引き続きよろしくお願いいたします。

(3) 白井市のごみ処理の現状について

【会長】

- 続きまして、(3) ごみ減量化・資源化基本方針の効果の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

【会長】

- ただいま説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

【委員】

- 説明の中で基本方針に記載している 10 項目については説明がありましたが、ほかの項目につ

いては説明がありませんでした。説明がなかった項目は実績を把握していないということなのか、それとも把握はしているが結果として出すほど重要ではなかったのかどちらでしょうか。

【事務局】

- 客観的な数値として測定できる項目を抽出して今回ご報告させていただいているものです。

【委員】

- 客観的な数値が出せるのは今説明があった 10 項目だということですが、これだけ総花的に目標を立てており取り組むということであれば、今後の方策を導くためにも、どれくらい効果があるか算定することは事業評価である以上当然やるべきだと認識していたので、総花的に記載しているのであればそこは必要だと思います。裏を返せば、そこまで総花的に記載する必要があるかという議論になってしまうが、ターゲットを絞って、注力すべきものに注力する、成果が出やすいものに注力するという考え方は持ったほうが良いと思っています。

【委員】

- 方針の 32 項目のうち学校教育の取り組みや、ごみ有料化の調査研究など、どのようなものかわからないものがあるので、市民からすると取り組み項目のうちいくつかはわかると思うが、ほかの項目は認知度が低いので周知をしたほうが良いと思います。

【委員】

- 広報をよく読んでいると自分では思っていたが、●●委員が仰った認知されていない項目として、「譲りたい、譲り受けたい」というものについては、そのような取り組みがあったことを初めて知ったので、取り組みについてもっとアナウンスが必要ではないかなと感じました。

【会長】

- 「譲りたい、譲り受けたい」があまり活用されていなかったためリユースプラットフォームを立ち上げ、人と人が直接やり取りをしなくても物が交換できるような新しい仕組みを作ったのだと思います。前の制度だと人と人が会わないと物の交換ができなかったのですが、中には会いたくないという人もいることと、実績として少なかったということで、市は新しいプラットフォームとして「おいくら」を立ち上げ、利用を推進してきたのだと思います。

【事務局】

- 会長が仰るとおり、今年 2 月に改訂した基本方針では、再利用に関する取り組みとしてはおいくらの利用に主眼を置いたものとなっています。「譲りたい、譲り受けたい」については、粗大ごみを有料化したときに始めたもので、開始当時は人気がありましたが段々と人気がなくなり、特にコロナ禍では人と人の接触を避けるようになり、利用が減っていったものと考えています。そのような経緯から、改訂した方針には再利用に関するものとして「おいくら」の推進を項目立てしております。

【会長】

- 最新の方針については皆様配布資料としてお持ちだと思っておりますが、こちらには市民の皆様どんな風に行動してほしいかというところが細かく書かれております。昨年から引き続き委員となっている方についてはこちらの内容はご存じかと思っておりますが、こちらの取り組みについても来年度以降に実績が出てくると思います。
- 集団回収の回収量が減っているという結果が出ていますが、●●委員いかがでしょうか。

【委員】

- 行動マニュアルの見直しによって内容がだいぶ変わっていますので、これから見直してやっていければいいのかなと思っています。

【会長】

- 集団回収の団体数は増えましたが回収量は減っているとの結果になりました。高齢化によるものも考えられますが、処分しようと思ったときに大量に出ることも考えられますので、そのようなものをどのように活かしていくかが重要かと思えます。
- 最後に普及啓発の部分の説明がありましたが、●●委員いかがでしょうか。

【委員】

- 基本的に大事だと思うのは、分別をすることだと思います。ごみを出すときに見てみると分別されていないものを見かけることがあります。それを防ぐためには皆さんに知っていただくことが大事だと思います。そのため地域で講座とか話し合いとかを開いていただけると、分別でかなり違いが出てくると思います。そういう機会をふるさとまつりで既にやっていただけていますが、さらに機会を増やしていただきたいと思えます。

【会長】

- 市全体で普及啓発をするよりも、地域ごとに啓発していけば、会話の中で分別を知る機会になるということで、出向いてまでは講座にはしないけど、近所で講座があれば参加する方もいらっしゃるのではないかというご意見だと思います。
- 今回の報告の中で重要なものとして、事業系のごみが減っていないという結果がありますが、●●委員いかがでしょうか。

【委員】

- 資料3ページの燃やすごみ袋の内訳で資源紙類が15%前後、プラ容器が10%前後が入っているので、仮に100トンあれば20トン前後がむやみに捨てられているごみということになります。この20トン前後の削減について、費用として示せたらかなりインパクトがあるのではないかと感じました。
- 事業系ごみが増えた原因はわかりませんが、民間の処理業者を活用することも一つの手だと思います。

【会長】

- ありがとうございました。●●委員いかがでしょうか。

【委員】

- 紙の分別の割合の実態としてはそこまで変わっていないと考えていて、というのも紙の全体量が減っているため全体に占める割合が減っているだけで、分別している方、していない方の違いはないのかなと感じています。白井市では年に2～3回程度、市民の方に施設見学に来ていただいています。見学に来るような方はそもそも分別に熱心な方ばかりなので、分別を進めていくためには、見学に来ていただけない方にどのように発信していくかが難しく、分別が進まない理由はそのようなところにあると感じています。

【会長】

- 3ページの表を見ると牛乳パックの混入が最初の頃より高くなっていることがわかると思います。商品として市場に出た牛乳パックの再利用率は3割を切っています。洗って乾かして回収に出すという方が減っています。ただ、牛乳パックは上質なパルプが使用されているので燃やしてしまうのは惜しいです。混入が増えているので分別をしない方が増えているということだと思いますが、佐久間委員のお話のとおり、分別に興味が無い方にどのように情報を届けていくかが重要になると思います。
- 次に、●●委員いかがでしょうか。

【委員】

- 私もゴミを出すので分別をしているつもりですが、関心が無い方は分別をしないので、そのような方に働きかけてもだからどうしたといわれてしまうかと思っています。その問題をどう解決すればいいかは難しいところだと思います。

【会長】

- ありがとうございます。では、●●委員いかがでしょうか。

【委員】

- 私は集合住宅に住んでいるのですが、そこにもやはり集積所があり、マンション独自に張り紙で分別方法を掲示していますが、それでも分別がされていないものもあります。私は事業主でもあります。このようなことは会社の中で打ち合わせをする、家庭なら家庭の教育の中で進めていくのが、地域で周知するよりも浸透するのだと思います。

【副会長】

- 事務局に一点確認させてください。5ページ下部に燃やすごみの内訳がありますが、R5のところは約71%が燃やすごみで、それ以外の約29%は資源化可能物であったということでしょうか。それとも燃やすごみ内訳で約27%となっている可燃紙類に資源化可能な紙も含まれ

ていますか。

【事務局】

- 燃やすごみの組成分析を行い、種類別に手作業で分別した結果が燃やすごみ約 71%、資源ごみ 26%という結果となりました。

【副会長】

- そうすると繰り返しになりますが、71%は燃えるごみ、残りの29%は資源物として取り除かれているということでしょうか。それとも、燃やすごみの内訳の可燃紙類には資源化可能な紙も含まれているのでしょうか。

【事務局】

- 組成分析したうちの資源物 29%の内訳が 3 ページ下部の表、燃やすごみ 71%の内訳が 5 ページ下部の表となります。

【委員】

- 資料の立て付けが悪いのでわかりづらいのですが、3 ページ上段の組成分析結果を分解したのが 3 ページと 5 ページの表だということだと思います。本来なら 5 ページ下部の表も 3 ページにあるとわかりやすいのではないかと思います。

【副会長】

- 委員の仰るとおり、順序を変えていただけるとわかりやすくなると思います。

【会長】

- 5 ページ下部の表は、生ごみ処理容器等の効果を図る補足資料として厨芥類の数値がわかるものとして添付したのだと思いますが、それでわかりづらくなったのだと思います。

(4) 報告 2 製品プラスチック、モデル地区収集の結果について

【会長】

- それでは、報告 2 製品プラスチック、モデル地区収集の結果について説明をお願いします。

(事務局説明)

【会長】

- ただいま説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

【委員】

- これはつまり、プラスチック製容器包装類と製品プラスチックを同じ袋に入れて出せるようになるということでしょうか。

【事務局】

- 法律が改正されたことにより同じ袋に入れて出せるようになります。現在は準備期間であり、株式会社佐久間さんで受け入れる準備をさせていただいており、令和7年10月からの開始を予定しています。

【委員】

- 今まで同じプラスチックなのになぜ分けなければいけないのかと思っていましたが、同じ袋で出せるということですね。今まではせっきやく容器包装類はリサイクルしているのに、製品プラスチックは結局燃やすごみで出すことになるので、それでいいのかなと思っていました。

【会長】

- 容器包装リサイクル法が出来たことで容器包装類はリサイクルしていましたが、それ以外は対象外でした。しかし、温暖化防止やCO2削減のため製品プラスチックも再利用していく必要があるということで、準備期間を経て全国的に始まるものとなります。
- 他はいかがでしょうか。

【委員】

- 資料1に戻ってしまいましたが、3ページ下部の資源物の内訳をみるとペットボトルも混ざっているので、ペットボトルも製品プラだと思っている方もいると思います。プラスチック類とペットボトルの収集日分けるなど、集め方を変えるなどしないとどうしても混入してしまうのではないかと思います。

【会長】

- ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

【委員】

- モデル地区収集を行ったマンションに住んでいますが、参加した住民としての感想を述べると、かなり混乱しました。中には分別に関する情報の感度が高い方もいらっしゃいますが、そのような方も間違っ出してしまったり、まして感度が低い方はそもそも理解されていないことがあると思います。そういったことを踏まえたうえで実施していかないと、混乱を招くと実体験から思いますので、ゼロにはならないとは思いますが、そこを踏まえたうえでの対応をお願いしたいと思います。

【会長】

- ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

【委員】

- 実施前に周知するというのですが、新しい分別を周知すると、勘違いして実施前に出してしまう方が出てきてしまうと思います。

【事務局】

- 周知については印西地区環境整備事業組合が行うほか、市としても行い、市が発行しているごみの出し方に関する3種類のパンフレットも見直します。特にプラスチック製品についてはわかりやすく周知していき、来年10月の実施がうまくいくように進めていきます。また、講座の申し込みがあった際には、職員が正しい正しい分別方法をお伝えします。

【会長】

- ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。無いようですので、これで報告2 製品プラスチック、モデル地区収集の結果について終わります。

(5) その他

【会長】

- それでは、本日の議題はこれで終了とさせていただきますが、事務局からその他として何かございますか。

【事務局】

- お配りしている資料のごみ減量化・資源化基本方針（行動マニュアル）令和6年2月改訂分について簡単に説明させていただきます。
- このマニュアルにつきましては、計画期間を令和6年度から令和10年度までと定め、ごみの減量化・資源化を進める具体的な取り組みを示すものとして、令和6年2月に改訂されたものです。
- 本基本方針について、白井市第5次総合計画を市の最上位計画とし、当該計画に紐づけされたものとなっています。なお、白井市、印西市、栄町から排出されるごみを処理する印西地区環境整備事業組合が作成した「印西地区ごみ処理基本計画」を達成するために整合性が図られています。
- また、基本方針におけるごみの減量化・資源化に関する課題として、①廃棄物の発生抑制のための資源物の分別徹底、食品ロスの削減、マイバッグの推進、生ごみの水切りの徹底、②事業者に対する排出指導の強化、事業系ごみを確実に減量化・資源化するための積極的な取り組み、③ごみ減量化・資源化に対する意識を高める啓発活動や環境教育の実施の推進が課題とされて

います。

- 3 ページから 4 ページにかけまして、これまでのごみ排出量の推移が記載されています。
- 5 ページにはこれからの減量目標を示しており、最終年度の令和 10 年度における家庭系ごみ排出原単位として、一日一人当たり 440 グラム以下を定めております。
- 本基本方針は、3 つの基本目標と、各基本目標に沿った 8 個の基本施策により体系化されており、各施策は、市民の取り組み、事業者の取り組み、市の取り組みとして細分化され、推進しております。
- 7 ページ以降は取り組み項目一覧として、具体的な取り組みが記載されていますので後程ご覧いただきますようお願いいたします。
- 以上で簡単ではありますが、ごみ減量化・資源化基本方針の説明を終わります。

【会長】

- ありがとうございました。それではこれでその後は終了となりますが、初めて出席された●●委員、感想などありましたらお願いします。

【委員】

- 市の広報を見たりしていましたが満遍なく見切れていなくて、コンポストの助成など知らないことがいっぱいあったので、様々な家庭にわかるようにイベントなどをやっていくと、もう少し前向きにやっていただけるようになっていくのではないかと思います。

【会長】

- ありがとうございました。若い方のご意見は重要かと思えますし、紙媒体だけでは情報が伝わらない世代の方たちに、いかに情報を伝えて、知っているだけでなく行動を変えていただくことが重要となりますので、ぜひ皆様で知恵を出し合って、少しでもごみが減量でき、資源化ができる白井市になってもらいたいと思えます。
- 本日はどうもありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

【事務局】

- 議題にはありませんが、報告させていただきたい事項が一点ございまして、新たなバイオガス発電施設の新設設置に係る手続きが進んでおります。
- この事業につきましては、地域から発生する食品残渣等を原料としたエネルギーで発電を行うものとなっております。その施設の位置づけとしては、産業廃棄物、一般廃棄物処理施設となります。そこから発生するメタンガス等を活用して発電機を回して発電を行っていきます。
- 今現在の進捗状況については、白井市都市計画審議会で審議が終了したところです。
- このまま手続きが進めば、稼働が開始するのは令和 8 年を見越しております。
- 本事業に際して、白井市としてはごみの減量化や資源の有効利用等、環境負荷に寄与するものと考え、事業者等と、バイオガス発電施設の整備等に関する協定書を締結し、計画の推進に協力しております。

- 先ほど事業系ごみの削減というご意見がありましたが、この施設を活用しますと、月に 2,000 トン処理できる施設となり、その 4 分の 1 が一般廃棄物だと推計していると事業者から聞いております。白井市から発生する廃棄物の受け入れ量は現在のところ不明ですが、500 トンのうち白井市から発生する事業系一般廃棄物の割合が高いほど印西クリーンセンターでの処理量が減ることになり、環境負荷の軽減や財政面に寄与するものであるため推進に協力していることを報告させていただきます。

【委員】

- 白井市の事業系ごみの排出原単位が 221.2 g ということで、目標値に向けて減らさなければ行けないという課題意識を持たれていて、バイオガス発電施設で食品残渣を減らすこと、私も取り組んでいますのでやっていただきたいのですが、試算するのであれば、この中に食品関係の残渣があったかがあったうえで試算したほうが良いかと思うので、そこを試算していただければ、今度稼働するバイオガス施設によりこれくらい減りますというふうに示せると思います。
- また、事前に資料を送付していただいていたので質問をしていたんですが、山谷副会長と同様の質問になりますが、組成分析の結果で燃やすごみと資源物の内訳は示されましたが、それ以外の燃やさないごみや有害ごみのデータがあればご説明いただきたいとお願いしていたのですがどうでしょうか。

【事務局】

- 燃やさないごみの内訳として、どのようなものが何%あったかまではデータとしてはありませんが、含まれるものとしては缶であったり、本来燃やさないごみとして出されるべきものが混入してしまっているものとなります。有害ごみについては、電池ですとか、刃物がついている危険物ですとか、そのようなものが分別されずに燃やすごみに入ってしまうということになります。

【委員】

- ありがとうございます。先ほど申し上げたとおり資料がわかりづらかったのでそれは次回直していただければと思いますが、そもそもマクロの数字として 3 ページの表があって、それがミクロの数字としてどれがどれに当たりますという説明のほうが見ていてわかりやすいと思いますので、次回からそのような資料をお願いできたらと思います。
- 情報共有している方にもうまく伝わらないこともありますし、全く興味が無い方が分別せずにごみを出してしまうことは、私もマンションの役員として課題として取り組まなければいけないと感じています。このような情報は役員の中で情報を共有させていただきますので、今後とも情報を提供していただければと思います。

【委員】

- 今新しい施設の説明を伺ったのですが、これは上物は事業者が建てて土地は市が貸すということになるのでしょうか。それともすべて事業者によるのでしょうか。

【事務局】

- すべて事業者によるものです。

【委員】

- 分かりました。市は協力して進めていくということですね。

【会長】

- 協力していくというよりは民間事業者にお願いして廃棄物をバイオガス化していくということですね。民間事業者が設置した施設に廃棄物を受け入れていただくということになります。
- では、事務局から他にありますか。

【事務局】

- 事務連絡が2点あります。
- 次回会議ですが、今年度は審議事項が無いので、次回開催は来年度を予定しています。
- 新規に就任された委員には、報酬をお支払いする関係で書類の提出をお願いします。

4 閉会

【会長】

- では、皆様長時間にわたりお疲れ様でした。これをもちまして、令和6年度第1回白井市廃棄物減量等推進審議会を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。